

高知くらしの護身術

154

未公開株勧誘

手口巧妙化、相談が急増

(2009年12月22日掲載原稿)

全国的に未公開株の相談が増えています。国民生活センターの発表では、8月末現在で1,270件と前年同期の783件を大きく上回っています。上場間近で必ず儲かるといった勧誘だけでなく、複数の業者が登場し消費者の投資意欲をあおったり、過去の被害を回復したいという消費者の心理に付け入るなど勧誘手口が巧妙化しています。また、相談の77%を60歳以上の高齢者が占めています。

未公開株には上場株のような客観的な価格はなく、また、流動性が乏しく、上場しない限り換金する方法はほとんどありません。

未公開株の勧誘で、次に掲げることが1つでもある場合は、詐欺的な商法の可能性が高いので関わりを持たないでください。

- 全く知らない業者から、未公開株の勧誘を受けている ○ 以前未公開株を購入したことがあるが、別の業者から勧誘を受けている
- 未公開株購入の勧誘を受けている時に、別の業者からタイミングよく連絡があり、勧誘を受けている未公開株を買い取るとか、将来性があるなどと言われた
- 未公開株の買取業者・助言業者から、買取等の勧誘を受けている
- 買取業者から、買取単位若しくは取引単位まで買増しするよう言われている
- 具体的な上場時期や上場市場が決定していると説明するが、主幹事証券会社や監査法人を教えない。若しくは選任せず自分たちでやっていると説明する
- 主幹事証券会社や監査法人を教えるとインサイダー取引になると言われている
- 金融庁や財務局、証券取引等監視委員会等の公的機関や公的機関を連想させるような名称を使用している
- 未公開株購入の勧誘をしている業者が、金融庁等から認可、許可、委託、指示等を受けていると説明している

「夢のような儲け話」は、未公開株だけでなく、投資話には絶対ありません。特に、あなただけへの儲け話は眉唾ものです。